

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会員の入会、変更、及び退会に関する規則

規則第 1 号
2012年5月18日制定

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)定款第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 章 正 会 員

(正会員の入会基準)

第 2 条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 定款に定める入会基準を満たした正会員であること。
- (2) 所定の入会金及び年会費を本会に対して納入すること。

(正会員の入会申込)

第 3 条 本会への入会は、別紙第 1 号様式による入会申込書によって行われなければならない。
2 申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙第 2 号様式による変更届を本会会長に提出するものとする。

(正会員の退会申込)

第 4 条 本会への退会は、別紙第 3 号様式による退会申込書によって行われなければならない。

第 3 章 賛 助 会 員

(賛助会員の入会基準)

第 5 条 定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
- (2) 個人の場合は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める正会員の入会基準以外の者であること。
- (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。
- (4) 所定の入会金及び年会費を本会に納入すること。

2 . 前項第 2 号により入会しようとする者は、入会後に定款に定める正会員の入会基準を満たした場合は、賛助会員を退会した上で第 2 条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。

(賛助会員の入会申込)

第 6 条 本会への入会は、別紙第 1 号様式による入会申込書によって行われなければならない。

2 申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙第2号様式による変更届を本会会長に提出するものとする。

(賛助会員の退会申込)

第7条 本会への退会は、別紙第3号様式による退会申込書によって行われなければならない。

第4章 補 則

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、入会及び退会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 . この規則は、2012年5月18日から施行する。
- 2 . この規則の施行の時点で既に本会に入会することを承認されている者は、この規則の適用があったものとみなす。

(第1号様式)

年 月 日

入 会 申 込 書

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の入会申し込みをします。

介護支援専門員 登録番号		生年月日	年 月 日(才)
フリガナ 氏名		性別	男・女
自宅住所	〒 -		
電話番号	- -		
携帯電話	- -		
F A X	- -		
mail-address	E -mail :		
勤務先		居宅介護支援事業所	属している・属していない
役職名		基礎資格	
職務内容			
勤務先住所	〒 - 札幌市 区		
電話番号	TEL. - -	FAX. - -	
ケアプラン作成業務	1.携わっている 2.携わったことがある 3.携わったことがない		
会員区分 1	1.正会員 2.賛助会員		
区支部 2	中央・北・東・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲		
入会のきっかけ	1.郵送による入会案内を見て 2.ホームページ 3.知人の紹介 4.研修会等に参加して 5.職場の紹介 6.その他()		
備考			

- 1 介護支援専門員の資格をお持ちでない方は賛助会員となります。
- 2 正会員のみ勤務先または居住地いずれかの区支部を1つ選択してください。

(第2号様式)

平成 年 月 日

変 更 届

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 様

会員	(区支部)	(区支部)
氏 名		

下記のとおり変更がありましたので、届け出いたします。

自宅住所	〒 -		
電話番号	- -		
F A X	- -		
mail-address	E -mail :		
勤務先		居宅介護支援事業所	属している・属していない
役職名		基礎資格	
職務内容			
勤務先住所	〒 - 札幌市 区		
連絡先	TEL. - - FAX. - -		
ケアプラン作成業務	1.携わっている 2.携わったことがある 3.携わったことがない		
変更後区支部	中央・北・東・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲		
会員区分	1.正会員 2.賛助会員(個人) 3.賛助会員(法人) 介護支援専門員の資格をお持ちでない方は賛助会員となります。		
備考			

太枠内の変更箇所のみを記入する。

(第3号様式)

年 月 日

退 会 届

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 様

このたび、都合により一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会を退会します。

会 員	
区 支 部	中央・北・東・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲
フリガナ 氏名(法人)	
住 所	〒 -
電 話 番 号	- -
勤 務 先	
所 在 地	〒 - 札幌市 区
電 話 番 号	- -
備 考	

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の 会費に関する規則

規則第2号
2012年5月18日制定

（目的）

第1条 この規則は、札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第2条 本会の正会員及び賛助会員の入会金は、1,000円とする。

（会費）

第2条 本会の正会員の会費は、年4,000円とする。

2. 途中入会者であっても、前項の会費とする。

3. 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

（賛助会費）

第3条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口4,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2. 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第5条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2012年5月18日から施行する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 役員選出規則

規則第3号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)定款第23条第1項に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 会員理事 | 18人以内 |
| 市選出理事 | 8人以内 |
| 区支部選出理事(支部長) | 10人 |

(2) 外部理事 2人以内

2. 前項第2号に規定する外部理事とは、会則第6条に定める本会の会員でない理事をいう。

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会員監事 | 1人 |
| (2) 外部監事 | 1人 |

2. 前項第2号に規定する外部監事とは、定款第5条に定める本会の会員でない監事をいう。

(市選出理事の選出方法)

第5条 市選出理事は立候補制とする。

2. 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。

3. 立候補の受付は、事務局への郵送または持参によることとし、郵送の場合は締切日の消印を有効とする。

4. 立候補者は、正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。

5. 区支部選出理事(支部長)は、市選出理事に重複して立候補できない。

6. 立候補にあたり、正会員3人の推薦を必要とする。

(1) 推薦者は、推薦理由を明記すること。

(2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。

(3) 推薦者は、立候補できない。

7. 市選出理事の立候補者が定数の8人以下の場合は、総会において信任投票を行う。但し、9人以上は、総会において出席会員の投票により選出する。投票は8人連記により行い、得票数上位8人を当選者とする。ただし、8位が同票数の場合は、決選投票を行う。この場合にさらに同票数の時は、抽選により決定する。

(区支部選出理事の選出方法)

第6条 区支部選出理事(支部長)は、区支部ごとに区支部に所属する会員の合議により選出し、総会で選任する。

(外部理事の選出方法)

第7条 外部理事は、総会の議決を経て、会員以外の学識経験者の中から会長が委嘱する。

(監事の選出方法)

第8条 監事は、理事会において選出し、総会で選任する。

(選挙管理委員会)

第9条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。理事会は、選挙管理委員3人を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事を任命することができない。委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

2. 選挙管理委員の任期は、役員改選に当たる総会から翌々年の総会までの2年間とする。

3. 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

4. 選挙管理委員会は、市選出理事のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

5. 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、市選出理事の立候補受付期間を定めなければならない。

6. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

7. 選挙管理委員会は、区支部による区支部選出理事の選出並びに理事会による外部理事及び監事の選出を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

(役員候補者名簿の公示)

第10条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(委任)

第11条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年度の役員選出から適用する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 役員選出細則

細則第1号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)役員選出規則(以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の通常総会において行う。

(市選出理事選挙の公示)

第3条 選挙管理委員会は、改選年の通常総会開催日の1か月前までに、規則第9条第4項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第4条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 市選出理事の定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補正会員の資格要件)

第5条 規則第5条第4項に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第3条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(推薦者の要件)

第6条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第3条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(立候補受付期間)

第7条 選挙管理委員会は、規則第9条第5項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選年の通常総会開催日の10日前までにこれを完了させなければならない。

(立候補届様式)

第8条 市選出理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。
2. 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第9条 市選出理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。
2. 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。
3. 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第10条 立候補者は、立候補届を提出するときは、3人の正会員から推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿公表)

第11条 選挙管理委員会は、規則第9条第6項の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり整え、総会に提出する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 所属区支部名
- (6) 推薦者氏名

(選挙の方法)

第12条 規則第5条第7項の規定に基づき、総会において出席者が行う投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の印を付して投票する。
 - (2) 投票は無記名投票とする。
 - (3) 印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。
 - (4) 印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。
2. 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない者は、委任・書面表決は認められない。
3. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、その立候補者全員について一括して信任投票を行い、出席者の過半数の信任をもって決する。

(その他の役員候補の名簿公表)

第13条 選挙管理委員会は、規則第9条第7項の規定に基づき、区支部で選出された区支部選出理事並びに理事会で選出された外部理事及び監事の候補者名簿を次のとおり整え、総会に提出する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 会員番号(外部理事・監事については省略することができる)
- (4) 勤務先名称
- (5) 所属区支部名(外部理事・監事については省略することができる)

(その他の役員の選任方法)

第14条 規則第6条、第7条及び第8条の規定に基づく区支部選出理事、外部理事及び監事の

選任については、総会において出席者の過半数の信任をもって選任する。

(改廃)

第15条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 . この細則は、2012年度の役員選出から適用する。

(様式1)

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 市選出理事立候補届

私は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会役員選出規則に基づき、年度改選の会員理事に立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。

（ふりがな） 氏名	（ ）	性 別	男 女	生年 月日	西暦 19 年 月 日	年 齢	歳
自宅住所	〒						
勤務先名				職種内容			
会員番号		Eメール	@				
主な活動歴（札幌市介護支援連絡協議会での活動を含む）							
立候補理由・抱負							
推薦者氏名 （会員番号）	1. （ ）	2. （ ）	3. （ ）				

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名(自署)

印

(様式2)

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 市選出理事立候補者推薦書

私は、一般社団法人札幌市介護支援専門員役員選出規則に基づき、 年度改選の市選出理事の立候補者を推薦します。

推薦する 立候補者氏名	
----------------	--

推薦理由

--

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

立候補者確認印

選管收受印

推薦者 自宅住所	〒 (TEL - -) (FAX - -)
Eメール	@
会員番号	
推薦者氏名 (自署)	印

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出てください。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 費用弁償に関する規則

規則第4号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）の役員他会員が会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。
- (2) 役員が、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
- (3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。
- (4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。

- (1) 正会員が、本会の総会に参加する場合。
- (2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。
- (3) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。
- (4) 本会の正会員が事務局の職員として事業に参加する場合。

(範囲)

第3条 この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 会務に従事するために必要な経費（以下「日当」という。）
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第4条 交通費は、会務に参加するために順路によって要する公共交通機関を利用した場合の往復料金の実費とする。

2. 前項のうち、鉄道運賃については、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とする。

3. やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金の実費を加算する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。

(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。

2 . 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり9,000円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

(日当)

第6条 会員、役員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、日当として1回あたり2,000円を支給する。ただし、4時間に満たない場合は、定額の2分の1とする。

(1) 理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張、研修会等の運営にあたる場合。

(2) その他、理事会が特に必要と認めた場合。

2 . 前項の会議が複数日に及んだ場合にあっては、その日数を乗じた額を支給する。

3 . 理事会及び日当を支給した事業については、食事(弁当など)を提供しない。

(費用の請求)

第7条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「費用弁償請求書」を本会事務局に提出しなければならない。

(前渡し)

第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2 . 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、別に定める「費用弁償精算書」を提出し、精算をしなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第10条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 支部の設置及び運営に関する規則

規則第5号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)定款第37条第3項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(支部活動の趣旨)

第2条 支部は、札幌市の行政区を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽をすすめることにより、その支部の実情に即した独自の事業を展開し、各区の介護支援サービスの推進と向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 支部における事業は、本会会則第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業、支部研修会等を実施する。

2. 前項の支部研修会については、最低でも年間4回は実施するものとする。
3. 支部独自に行う事業の他、本会が主催または委託を受けて実施する研修会等の各区開催にあっては、その運営に協力するものとする。

(支部会員)

第4条 支部は、区内に勤務地を有する本会会員をもって組織する。ただし、届出により住所に所属を変更することができる。

2. 前項によりがたい場合は、会員が所属を希望する区支部長の承認を得て、当該区支部への所属を認めることができる。
3. 支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。

(支部役員)

第5条 支部には次の役員を置く。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 支部長(区支部選出理事) | 1人 |
| (2) 副支部長 | 1人以上3人以内 |
| (3) 事務局長 | 1人 |
| (4) 会計 | 1人 |
| (5) 幹事 | 3人以上 |

2. 支部長(区支部選出理事)、副支部長、事務局長、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。

3. 支部長(区支部選出理事)は、支部会員の中から選出し、選挙管理委員会に名簿を提出し、本会総会に報告する。

4. 幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。

5. 副支部長、事務局長、及び会計は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。

(職務)

第6条 支部長は支部を代表し、支部の事業・運営を統括する。また、区支部選出理事として、本会の理事の任務に務めるとともに、本会理事会の決定事項等を支部に周知し、かつ支部の要望等を本会理事会に反映するものとする。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けた

ときは、その職務を行う。

- 3．事務局長は、支部の事務を統括する。
- 4．幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。
- 5．会計は、支部会計を適正に執行する。

（任期）

第7条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（会議）

第8条 支部の会議は次のとおりとする。

- （1）支部役員会
- 2．支部役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。

（付議）

第9条 支部役員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- （1）支部の事業計画及び予算
- （2）支部の事業報告及び決算報告
- （3）支部役員の選出
- （4）その他支部の重要事項

（会計）

第10条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金などによってまかなう。

- 2．支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事に提出し、理事会でその承認を得るものとする。
- 3．支部独自に支部会費を徴収することはできない。

（支部活動費）

第11条 支部活動費については、本会の財務状況に基づき予算措置するものとする。

- 2．支部活動費の申請にあたっては、年度当初の4月末日までに支部活動費申請書（様式1）を本会宛提出するものとする。
- 3．支部活動費の精算報告にあたっては、毎年4月10日までに支部活動費報告書（様式2）を本会宛提出するものとする。
- 4．支部活動費の精算により生じた残額については、本会に全額返還するものとする。

（改廃）

第12条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
選挙管理委員会 委員長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
区支部長 印

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 区支部選出理事報告書

標記の件につきまして、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第5条第3項の規定に基づき、下記のとおりご報告いたします。

区 選 出 理 事 名 簿	ふりがな	
	氏名	
	団体における 役職名	区支部長
	勤務先の住所・ 電話・FAX	〒 - 札幌市 区 TEL - FAX -
	勤務先における 役職名	

(様式1)

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

区支部長

印

平成 年度区支部活動費交付申請書

区支部に対する活動費を受けたく、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第11条第2項に基づき、事業計画書及び予算書、役員名簿を添えて申請いたします。

記

1 交付金

円

2 振込先口座

(銀行名)

(支店名) 本店・ 支店

普通・当座(口座番号)

(口座名義)

3 区支部会計連絡先

(氏名)

(所属)

(電話番号)

(様式2)

平成 年 月 日

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 様

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

区支部長

印

平成 年度区支部活動費報告書

区支部に対する活動費の精算について、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会支部の設置及び運営に関する規則第11条第3項に基づき、事業報告書及び決算書を添えて報告いたします。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 委員会の設置及び運営に関する規則

規則第6号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) ケアマネジメント全般に関わる研究を目的としその企画運営を担う委員会
- (2) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会
- (3) その他、特務事項の遂行を目的としてその一定期間特別に設置される委員会

(適用の除外)

第4条 この規則は、既に本会会則その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会会則その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2. 前項の申請に当たっては、目的・事業計画・予算・委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第6条 委員長は、理事会において原則として理事の中から選任されるものとする。委員長は、業務運営責任者として、委員会を運営する。

2. 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

3. 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(委員長の任期)

第7条 委員長の任期は、本会定款第26条を準用する。

2. 理事でない委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。

(委員長の解任)

第8条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の解散)

第9条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

- 2 . ただし、第3条第1号及び第3号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。
- 3 . 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。

(委員会の責務)

第10条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、ならびに次年度事業報告・決算を別に定める様式により会長が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 . 委員長は委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。
- 3 . 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(副委員長)

第11条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。

- 2 . 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその事務を代行する。

(委員)

第12条 委員は2名以上とし、原則として過半数を本会会員とする。

- 2 . 委員は委員長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。

(個別運営)

第13条 委員長は、以下の事項を所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。

- (1) 委員の人数構成
 - (2) 委員の解任・補充
 - (3) 委員の公募方法
 - (4) 委員の任期(ただし、原則として1年以上2年未満とする)
 - (5) 委員会の開催方法
 - (6) 部会の設置
 - (7) 議決の方法
- 2 . ただし、第3条第2号及び第3号に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。

(費用弁償及び謝金)

第14条 委員会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める本会費用弁償に関する規則に従う。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局の組織及び運営に関する規則

規則第7号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」という。)定款第49条第4項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、本会の定款第2条に定める事務所の中に置く。
2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開設日及び時間)

第3条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前8時45分から午後5時15分までの間、業務を行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。
(1) 国民の祝日及び振替休日
(2) 年末年始の休日(12月29日から翌年の1月4日までの各日)

(所掌事務)

第4条 事務局は、本会の定款第42条第3号に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。
(1) 本会の役職員及び機関に関すること
(2) 本会の会員情報の管理に関すること
(3) 支部及びその他の内部組織との連絡調整に関すること
(4) 本会の文書及び公印の管理に関すること
(5) 本会の会計、契約及び資産の管理に関すること
(6) 事務所の維持管理に関すること
(7) その他の庶務
2. 事務局は、前項各号に定める事務のほか、広報誌の発行、研修会等の資料作成その他必要な事業を行う。

(事務局長)

第5条 事務局長は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
2. 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(職員)

第6条 本会の定款第49条第2項の定めるところにより、事務局に職員を置く。

2．職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

（委任）

第7条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

（改正）

第8条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 個人情報保護に関する取扱い規則

規則第8号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下、本会とする）が行う会員の個人情報の取扱いについて規定する。

(個人情報の収集範囲)

第2条 本会は会員及び賛助会員から、特定の個人が識別できる情報を必要な範囲で収集する。
その範囲とは会員の氏名、生年月日、介護支援専門員番号、連絡先（自宅住所・自宅電話番号・自宅FAX番号・自宅メールアドレス）、所属先（勤務先住所・勤務先電話番号・勤務先FAX番号・勤務先メールアドレス）とする。

(個人情報の利用目的)

第3条

(1)本会は保有する会員・賛助会員の個人情報を、事業の目的を達成するために必要な範囲で利用する。

事務局から会員への連絡

本会が作成する会員・賛助会員への会報や研修会案内の送付

各支部の広報紙や定例会案内等の送付

その他、本会理事会が必要と認めた場合

(2)収集した個人情報は、次の場合を除き第三者には提供しない。

法令の規定に基づく場合

本人の同意がある場合

(個人情報の保管場所及び管理体制)

第4条 収集した個人情報は、各区支部長が鍵のかかる書庫等に厳重に保管する等、漏洩、改ざん、滅失等を防止するために適切な管理に努める。

(個人情報の開示・訂正)

第5条

(1)個人情報に関する情報開示の請求があった時は、当該請求者本人であることを確認の上、開示する。

(2)個人情報について、訂正の申し出があった時は、当該請求者本人であることを確認の上、遅滞なく訂正する。

(付則)

1 本規則の改廃は総会の議決による。

2 本規則は2012年5月18日から施行する。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 役員弔意規則

規則第9号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、現任の一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会役員(区支部役員含む)の弔意事業を行うための基本的事項を定めることを目的とする。

(支給要件及び給付額)

第2条 支給要件及び給付額は次のとおりとする。

- (1) 役員(区支部役員含む)が死亡したとき
供花 1万円相当

(改正)

第3条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1. この規則は、2012年5月18日から施行する。